



2020. 8. 15



〒262-0033 千葉県花見川区幕張本郷 1-11-3 コービル2F
TEL : 043(275)1757/FAX : 043(275)1758
E-mail: soga@sogaoffice.jp(曾我宛)
: info@sogaoffice.jp(事務所宛)
ホームページアドレス: <http://www.sogaoffice.jp>
緊急連絡・苦情は所長携帯 090(4129)4617

中小企業にとって他人事でないパワハラ防止法 事業主の義務強化

2017年、トヨタ自動車の車両設計の部署で働いていた男性社員(28)が自殺しました。男性は直属の上司から日常的に、「バカ、アホ」、「死んだほうがいい」といった暴言や叱責を執拗に浴びせられていました。これを受けて労働基準監督署は、上司の暴言などのパワーハラスメントが自殺の原因と判断し、当該事案を労災認定しました。

労働者が自殺することは、会社にとっても大きな損失になります。労働者を死に追いやることであってはなりません。

労働局のあっせん・調停 トラブル社員からの申請が急増。早めの就業規則の見直しを！ 経営者は正々堂々と対応を！

労働局のあっせん・調停件数がここ最近で急増しています。労働基準監督署は、労働基準法になじまない問題については労働局のあっせん・調停を勧める傾向にあるようです。あっせん・調停に実際に立ち会ったところ、無茶な要求も多く、労働者側に同情できる事情のあるものは少数でした。パワーハラスメントに関する慰謝料など100～300万円の高額な要求もありますが、多くは5～10万円で決着がついています。

このようなことから、中小企業においても就業規則にパワーハラスメント防止規程を整備し、労働者に周知をすることが急務です。しかしもっと大切なのは、労働者を大切に扱うことです。

令和2年最低賃金額改定額の目安について

地域別最低賃金は、全国的な整合性を図るため、毎年、中央最低賃金審議会が審議し、金額改定のための引き上げ額の目安が提示されます。

令和2年度の地域別最低賃金の目安について、現行水準を維持することが適当だと答申がなされましたが、各都道府県の判断で下記のとおり引上げを行います。

10月以降の地域別最低賃金

千葉	923円⇒	925円	(2円up)
東京	1,013円⇒	1,013円	(据え置き)
埼玉	926円⇒	928円	(2円up)
茨城	849円⇒	851円	(2円up)
神奈川	1,011円⇒	1,012円	(1円up)
高知	790円⇒	792円	(2円up)

高年齢雇用継続給付、育児休業給付等の支給限度額が変更に！

高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付の支給限度額が変わりました。

これは、「毎月勤労統計」の平均定期給与額の動向をもとに、毎年8月1日に改定しているものです。この改定により、現在受給している方の中には給付額が変更されることがあります。令和2年8月1日に改定された変更額は、以下のとおりです。

《高年齢雇用継続給付》 支給限度額 363,344円⇒⇒⇒ 365,114円
最低限度額 2,000円⇒⇒⇒ 2,059円

《育児休業給付》 上限額（支給率67%）304,314円⇒⇒⇒ 305,721円
上限額（支給率50%）227,100円⇒⇒⇒ 228,150円
※初日が令和2年8月1日以後である支給対象期間から変更

《介護休業給付》 上限額 335,067円⇒⇒⇒ 336,474円
※初日が令和2年8月1日以後である支給対象期間から変更

わかりにくい制度です。お気軽にご相談ください。

失業等給付の被保険者期間の算定方法の変更

今までは、失業等給付を受けるためには離職の日以前2年間に「被保険者期間」が通算して12か月以上あることが必要であったところ、**離職日が令和2年8月1日以降**の方に関しては、「被保険者期間」の計算方法が下記のとおり変更となります。

《改正前》

離職日から1か月ごとに区切った期間に、賃金を支払う対象となる日が11日以上ある場合に、その月を1か月とカウント

↓

《改正後》

離職日から1か月ごとに区切った期間に、賃金を支払う対象となる日が11日以上ある月、**または、賃金を支払う対象となった労働時間数が80時間以上ある月**を1か月としてカウント

なお、会社都合退職等で、特定受給資格者または特定理由離職者となっている方は、離職の日以前1年間に「被保険者期間」が通算して6か月以上あることが必要です。

厚生年金の標準報酬月額に上限が追加

令和2年9月より、厚生年金保険法による標準報酬月額の上限等級(31級・62万円)の上に第32等級が追加されます。

《改定後》

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	全額	被保険者負担分
第31級	620,000円	605,000円～635,000円	113,460円	56,730円
第32級	650,000円以上	635,000円以上	118,950円	59,475円

今回の改定で第32級に該当する方は、年金機構から標準報酬改定通知書が送付されます。特に手続きの必要はありません。